

学校いじめ防止基本方針

1 社会の要請・法制定の意義

いじめ問題への対応は、いじめだけに特化するものでなく、子どもも大人も、すべての人が生きるにあたっての直面する課題である。

いじめの止まりやすい国であるかどうかは、その国の教育力と国民の成熟度の指標となる。日常生活の仕組や行為への私的責任領域とそれを補う法制定による公的責任領域が必要である。

2 いじめ防止対策推進法による基本方針策定及び組織編成規定

【第 13 条】学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

【第 22 条】学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

3 本校教育目標

日本国憲法、教育基本法並びに学校教育法に則り、個人の価値の尊厳に基づき、一人ひとりが備える能力を可能な限り調和的に発展させ、人格の完成を促し、社会に貢献できる人材の育成に努める。

4 本校の教育方針

- (1) 県及び霧島市教育委員会の施策を踏まえつつ、真理を探究し豊かな情操と健全な心身を培い、校訓の「至誠・自律・敬愛」の具現化を図ることによって、地域社会に信頼される開かれた学校づくりに努めるとともに、学校全体の調和を図りながら各学科の特色を生かした教育を推進する。
- (2) 100 余年の歴史・伝統を継承しつつ、時代及び社会の変化や要請に対応できる力を養成することを目指し、すべての教職員がその使命と責務を自覚するとともに、生徒の成長と学校の発展に希求しながら、互いに信頼と敬愛の念を持って協力して、本校の教育目標達成に努める。

5 目指す学校像

- (1) 確かな学力の定着に努め、多様な進路実現を図ることのできる学校。
- (2) 豊かな心を育て、人に優しく接することができ、笑顔に満ちた学校。
- (3) 生徒・保護者・地域の満足度向上を追求する学校。
- (4) 専門教育の先進的役割を担う学校。
- (5) 「いのち」について真剣に向き合える学校。

6 目指す生徒像

- (1) 真理を探究し、豊かな情操と健全な心身を培い、校訓の「至誠・自律・敬愛」の精神の実現を目指す生徒。
- (2) 確かな学力と高い専門性を有し、思考力・判断力・表現力を備えた生徒。
- (3) 部活動を通じて自己の研鑽に努め、地域社会の担い手としての資質を備えた生徒。
- (4) 自分に限界を作らず、夢や希望に向かって挑戦する生徒。
- (5) 自分自身が進化・成長することに喜びを感じる生徒。

7 本校の実態

園芸工学科・生活文化科・ビジネス情報科・スポーツ健康科の 4 学科からなり、それぞれの学科が特徴ある専門教育を行い、地域の専門教育の中核校としての役割を果たしている。

8 本校のいじめ防止に関する基本的な考え方・理念

- (1) いじめはどの子どもにも、どの学校でも起こりうるという認識のもと、1 件でも多く察知・発見し、1 件でも多く解決する。
- (2) いじめは絶対に許されない行為である。
- (3) いじめられている生徒の立場に立ち、絶対に守り通すと同時にいじめている生徒の心の問題や根本原因を明らかにし真の解決につなげる。
- (4) いじめ防止の根本は、校長をはじめとする全職員のいじめ問題の認識及びそれに対する姿勢にある。

9 いじめ防止の指導体制・組織

(1) 生徒指導企画係

ア 本係は、年間計画の作成・実施・検証・修正の中核である。

イ 週1回係会を開催し、生徒の現状や指導に関する情報交換・いじめ防止に関する指導方法の検討などを行う。

(2) 心の教育・特別支援教育推進委員会

ア 担当者

委員長：校長 委員：教頭、教育相談係、生徒指導企画係、養護教諭、人権同和教育係

イ 月1回及び具体的な事案が発生した場合に委員会を開催する。

ウ 具体的な事案に対して指導方法などの検討を行う。

10 関係機関との連携等

(1) 霧島市教育委員会 (2) 警察 (3) 市児童福祉課 (4) 県中央児童相談所

11 いじめ防止などに関する取組

(1) いじめの防止

ア 教職員の言動でいじめを誘発・助長・黙認するないように細心の注意を払う。

イ 教職員は常に危機感を持ち、いじめ問題への取組を点検して、改善充実を図る。

ウ 学校生活での悩みの解消を図るために、スクールカウンセラーなどと連携する。

エ 生徒がいじめ問題を自分のこととして捉え、自ら行動できる集団つくりに努める。

(2) いじめの早期発見

ア 教職員は常に生徒の声に耳を傾け、生徒の行動を注視するように努める。

イ 定期的な（学期1回実施）いじめ実態調査を行う。

ウ ネットパトロールなどの情報から個別面談などを実施する。

(3) いじめに対する対応・措置

ア いじめられている生徒・保護者の立場に立ち、詳細な事実確認を行う。

イ いじめ問題を担任が抱え込むないように、いじめ・不登校対策委員会が対策案を提示し、全職員で対応する。

ウ 校長は事実に基づき、生徒や保護者に説明責任を果たす。

エ 法を犯す行為に対しては、早期に警察などの関係機関に相談し、協力を求める。

オ いじめ事象の判断に迷う場合は、早期に霧島市教育委員会・県教育委員会の関係機関に相談し、協力を求める。

カ いじめをした生徒には、行為の善悪をしっかり理解させ反省・謝罪をさせるとともに必要に応じてカウンセリングを行う。

キ 悪質ないじめをの事例においては、いじめをした生徒に対しては出校停止・停学・退学などの措置を検討する。

12 年間計画

月	取組・評価	実態調査	生徒の自主的取組	情報モラル関連	教育相談	職員研修
一 学 期	1 学級や部活動などのきまりや目標を明確にし、理解させる。 2 いじめ防止の基本的な考え方を理解する。 3 夏休み前指導	・ 学校いじめアンケートの実施	1 生徒会対面式	・ 新入生スマホケータイ安全教室	1 三者面談 2 教育相談	1 学校基本方針の確認 2 チェックリストによる自己チェック 3 新入生スマホケータイ安全教室
二 学 期	1 学級の人間関係を把握し、適切な対応をする。 2 冬休み前指導	・ 学校いじめアンケートの実施	1 いじめ撲滅標語募集		・ 教育相談	
三 学 期	1 学級の人間関係を把握し、適切な対応をする。 2 春休み前指導			・ 情報モラル教育講演会（時期は変更あり）	・ 教育相談	1 情報モラル教育研修